

平成 27 年 4 月

東日本大震災で被災された新入学生の方へ

学 習 院 大 学
学生センター学生課

平成 27 年度 授業料の減免措置について（お知らせ）

学習院大学では、東日本大震災で被災された平成 27 年度入学者について、被災の程度に応じ、平成 27 年度授業料の全額を免除する措置を講じることにいたしました。

つきましては、下記 1 の対象者の方で、今回の措置を希望する場合は、本紙の要領で手続きをおとりくださいますようお願いいたします。

記

1. 対象者

平成 27 年度学習院大学・大学院・法務研究科（法科大学院）の在学者（正規生に限る）で、以下のいずれかに該当する方

本人または父母保証人が災害救助法適用地域に居住し、所有する家屋が震災により「全壊」の被害を受け、罹災証明書の交付を受けた方

本人または父母保証人が福島原子力発電所事故により避難を余儀なくされ、被災証明書の交付を受けた方

2. 免除額

平成 27 年度納付金のうち授業料全額

3. 申請方法

「東日本大震災被災に伴う授業料減免申請書（27 年度新入学生用）」、「銀行振込口座届」に必要事項を漏れなく記入し、「罹災証明書」または「被災証明書」を添付のうえ、学生センター学生課窓口（中央教育研究棟 1 階）に提出してください。

4. 申請期限

平成 27 年 4 月 28 日（火）

5. 審査結果通知

申請書類に基づき審査を行い、その結果を文書で通知します。

6. 減免方法について

既に納付済みの第一期分授業料については、届出口座への振込みにより返還し、減免いたします。

以 上

本件問合せ先：学生センター学生課 久保・前田
03-3986-0221（内）2284